

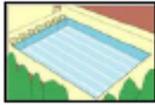
施設整備基本方針と施設整備基本計画

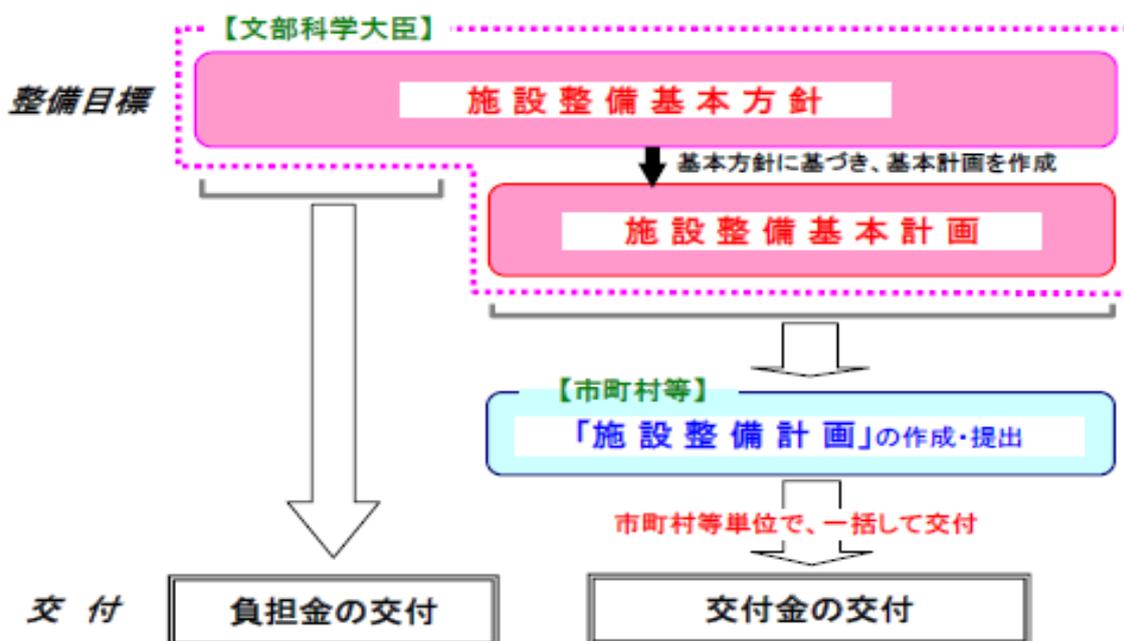
公立学校施設整備に対する国庫補助

- 負担金:校舎等の新增築
- 交付金:校舎等の耐震補強、改築、大規模改造等

施設整備基本方針と施設整備基本計画

- 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第11条に基づき、文部科学大臣が作成(告示)。
- 平成18年度に初めて作成した施設整備基本方針の中で、作成後概ね5年をメドに見直すことを規定。平成23年度は見直しの年度に該当。

経費区分	負担金	交付金
事業区分	教室不足による新增築 統合校の新築 	耐震補強、改築、大規模改造、屋外教育環境整備、 産業教育施設整備、スポーツ施設整備 等   



施設整備基本方針と施設整備基本計画の改正内容

施設整備基本方針の改正内容(H23.5.24文部科学省告示改正)

- 耐震性の確保されていない公立学校施設について、地震防災対策特別措置法が平成23年3月に改正され、公立学校施設の耐震化事業に対する国庫補助率の嵩上げ措置が平成27年度末まで延長されたことを踏まえ、平成27年度までの5年間のできるだけ早い時期に、耐震化を完了させるという目標を記載。
- 耐震化に当たっては、建物自体のみならず、天井材や外装材等の非構造部材の耐震化を推進することを記載。
- 地震等の災害発生時に応急避難場所として役割を果たすため、防災機能の強化することを記載。
- 公立学校施設の老朽化が深刻になっており、児童生徒等の安全を守り、安心して豊かな教育環境を整備するためには、老朽化対策を推進することを記載。
- 環境を考慮した学校施設であるエコスクール化の推進や、太陽光をはじめとした新エネルギーの導入、教育の情報化等の様々な社会的要請に適切に対応するための施設整備を推進することや、公民館等の社会教育施設や福祉施設との複合化等による施設整備を促進することを記載。

施設整備基本計画の改正内容(H23.5.24文部科学省告示改正)

施設整備基本方針の改正内容を踏まえ、地方公共団体が作成する施設整備計画の目標達成のために必要な事業として、「非構造部材の耐震化」「防災機能の強化」「老朽化した施設の再生」「太陽光発電等の環境を考慮した学校施設の整備」「校内LANの整備」を明記。